

監査役監査基準、監査委員会監査基準等の一部改正について

平成 21 年 8 月 6 日
社団法人 日本監査役協会

本年 4 月 1 日に「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成 21 年法務省令第 7 号）が施行され、会社法施行規則及び会社計算規則の一部が改正されました。当協会では、これに対応するため、監査役監査基準その他の実務指針（以下、単に「実務指針」という）について見直しの検討を進めて参りましたが、このほどその取りまとめに至りましたので、別紙のとおり改正いたします。今回見直しの対象とした実務指針及び改正の主な内容は、下記のとおりです。

なお、今般の法務省令の一部改正に伴い、「監査役監査報告のひな型」及び「監査委員会監査報告のひな型」については、既に本年 4 月 16 日付けで改正を行っております。

1. 見直しの対象とし改正した実務指針

- (1) 「監査役監査基準」
- (2) 「内部統制システムに係る監査の実施基準」
- (3) 「監査役会規則（ひな型）」
- (4) 「監査委員会監査基準」
- (5) 「内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準」
- (6) 「監査役監査実施要領」

2. 改正の主な内容

今般の法務省令の改正は、一部に規律の実質に関わるものがあるものの、条文構成の合理化に伴う条文番号の一部変更や解釈の明確化を図るものが少なくありません。今回の実務指針の改正についても、当該条文番号の繰り上げ等に伴う自動的・形式的な変更が中心となっておりますが、改正の主な内容を掲げると下記のとおりです（カッコ内は該当する実務指針であり、数字は上記 1 に掲げる当該実務指針を指す）。

○会社法施行規則関係

- ・ 「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（いわゆる買収防衛策等）の事業報告における開示の規定について、当該基本方針の開示は「基本方針の内容の概要」及び「取組みの具体的内

容の概要」の記載で足りるとされたことに伴い、所要の改定を行った（(1)、(4)、(6)）。

- ・ 取締役の責任を追及する旨の訴えを提起するよう株主から請求され、当該責任追及の訴えを提起しない場合において、所定の株主等から請求があったときに当該請求者に対して提出又は提供すべきもの（不提訴理由の通知）として、「請求対象者の責任又は義務の有無についての判断」のみならず「その理由」も含まれる旨明確化されたことに伴い、所要の改定を行った（(1)、(4)、(6)）。
- ・ 委員会設置会社における「特定監査役」の範囲の明確化が行われ、監査委員会が「特定監査役」を定めた場合以外の場合の規律が明らかにされた（監査報告の内容の通知等をすべき監査委員を定めなかった場合、当該通知等をすべき監査委員は、監査委員のうちいずれかの者であることが明確にされた）ことに伴い、所要の改定を行った（(4)）。（注）
- ・ 責任免除又は責任制限を受けた役員等に対し退職慰労金等を支給する場合には、株主総会参考書類において、当該責任免除又は責任制限を受けた役員等に与える財産上の利益の額等を記載しなければならないとされたことに伴い、所要の改定を行った（(6)）。
- ・ 株主総会参考書類に記載すべき事項として、取締役が提出するすべての議案について「提案の理由」を含めることとされたことに伴い、所要の改定を行った（(6)）。

（注）ただし、より望ましい実務のあり方として、従前と同様に、監査報告の内容の通知等をすべき監査委員を定めなければならないものとして運用することも考えられる。

○会社計算規則関係

- ・ 条文番号の変更に伴い、所要の改定を行った（(3)、(4)、(6)）。

なお、「内部統制システムに係る監査の実施基準」及び「内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準」は、それぞれ監査役監査基準、監査委員会監査基準の委任を受けたものでありますが、ともに当該委任の根拠について定める目的条項（第1条）において、それぞれの委任元規定である監査役監査基準又は監査委員会監査基準の最終改正日にかかる表記を改めるのみであり、今般の法務省令の改正に伴う直接的な影響はありません。

以上のほか、上記（6）「監査役監査実施要領」のうち、「参考資料5（監査役会の監査報告書の記載例）」及び「参考資料8（監査役の株主総会口頭報告例）」について、最近の実務運用に即した見直しを行った。

以 上